

# 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社役員及び 評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人青森県フェリー埠頭公社（以下「公社」という。）定款（以下「定款」という。）第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義 等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 公社の職員の身分を有する者であり、役員を兼務するものの給与の種類は、前項の規定にかかわらず、報酬は支給しない。

3 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額

(3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は、別表第5に定める額とする。

(費用)

第5条 社は、役員等がその職務遂行に当たって要する費用の弁償として、旅費その他の費用を支給することができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給するものとし、その計算方法及び支給方法は公社職員給与規程に準じる。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、公社職員給与規程の適用を受ける常勤職員の例による。

2 非常勤役員に対する報酬は、監事監査又は理事会に出席した都度、支給する。

3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

4 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあっては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から公社就業規則の規程に基づく休日及び週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補 則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1「常勤役員の報酬月額」（第4条関係）

役 職 名	報酬の額の上限
代 表 理 事	月額 434,000円
業務執行理事	月額 349,000円

別表第2「常勤役員の賞与」（第4条関係）

6月の期末手当	報酬の月額×（1+加算割合）×期別支給割合×在職期間別割合
12月の期末手当	報酬の月額×（1+加算割合）×期別支給割合×在職期間別割合

※ 加算割合、期別支給割合及び在職期間別割合は、公社職員給与規程の適用を受ける常勤職員の例による。

別表第3「常勤役員の退職手当」（第4条関係）

報酬の月額 / 12月 × 在職月数
--------------------

別表第4「非常勤役員の報酬」（第4条関係）

役 職 名	報 酬 の 額
非 常 勤 理 事	日額 9,800円
監 事	日額 9,800円

別表第5「評議員の報酬」（第4条関係）

役 職 名	報 酬 の 額
評 議 員	日額 9,800円